

入札公告

8月23日(水曜)迄

下記のとおり、一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

「平成 29 年度労働大学校厚生宿泊棟の空調機更新工事」の実施

2. 入札方法

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 入札参加資格

(1) 次の事項に該当する者でないこと。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 競争に参加するための手続き又は契約の履行に関する手続きに際し、虚偽の申告をした者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 入札日時点において、厚生労働省・各都道府県労働局より指名停止措置又は当機構より競争参加の資格停止措置を受けている者
- ④ 過去3年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された者
- ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者

(2) 平成29・30年度厚生労働省競争参加資格〈建設工事〉において、「業種区分」及び「等級」が次の者であり、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること(入札日当日に通知書の写しを提出)。

業種の区分： 建築一式工事、または管工事

等級： 建築一式工事はA,B,C,D、管工事はA,B,C,D

(3) 管理技術者として1級管工事施工管理技士を現場に専任で配置できる者。

(4) 上記(3)に記載の資格を有することを証する書類等(写し可)について、現場説明会開催日の翌日から起算して労働大学校の3営業日以内(8月29日まで)に、任意の様式により労働大学校に2部提出すること。

(5) 上記(1)③に関して、処分事実がないことを証する書類等について、現場説明会開催日の翌日から起算して労働大学校の3営業日以内(8月29日まで)に、任意の様式により労働大学校に2部提出すること。

(6) 当該入札に係る説明を受け、下記5の現場説明会に出席した者。

4. 契約条項を示す期間及び場所(入札関係書類の受渡期間及び受渡場所)

(1) 受渡期間: 平成29年8月1日(火)～8月23日(水) (土・日・祝日を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00

(2) 受渡場所: 東京都練馬区上石神井4-8-23

独立行政法人労働政策研究・研修機構 総務部会計課 電話03(5991)5002

※入札関係書類を受け取ってから、下記5の現場説明会に参加して下さい。

5. 現場説明会(仕様説明会)の日時及び場所

(1) 日時: 平成29年8月24日(木) 10:30～

(2) 場所: 埼玉県朝霞市溝沼1983-2

独立行政法人労働政策研究・研修機構 **労働大学校** 会議室

※現場説明会へは、上記4で入札関係書類を受け取ってからお越しください。

6. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時: 平成29年8月30日(水) 10:30～

(2) 場所: 東京都練馬区上石神井4-8-23

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 大会議室

7. 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否

作成を要する。

10. 落札者の決定方法

機構の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11. 契約に係る情報の公表

別紙のとおり。

以上公告する。

平成29年8月1日

独立行政法人労働政策研究・研修機構

契約責任者 畑中 啓良

(別紙)

契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされたところです。

については、以下により、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報に係る当機構に対する提供及び公表に同意された上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いします。

なお、案件への応札若しくは応募の行為又は契約の締結をもって同意されたものとさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。ただし、予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は除外する。

(2) 公表する情報

前記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 前期(1)の①に該当する再就職者の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供いただく情報

- ① 契約締結日時点における前期(2)の①の状況
- ② 契約締結日時点における直近の事業年度に係る総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引の実績

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにも拘わらず情報提供等の協力をいただけない場合は、その名称等を公表させていただくことがある。

なお、詳細については当機構のホームページ(<http://www.jil.go.jp/>)を参照のこと。